

# 沖縄県環境影響評価条例 の改正について

平成23年9月  
沖縄県 環境政策課 環境評価班

## 沖縄県における環境影響評価(資料1)

- 環境影響評価とは、事業の実施が環境へ及ぼす影響について、事業者自らが、あらかじめ調査、予測、評価を行うとともに、その過程において環境保全措置を検討し、当該措置が講じられた場合の環境影響を総合的に評価すること
- 環境影響評価の結果を事業内容に関する決定に反映させることによって、環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくための制度
- 環境に関する情報交流の手続を定めた手続法であり、事業の可否を決定する許認可制度ではない。

## 環境影響評価制度の経緯

- 昭和44年 アメリカが「国家環境政策法」を制定
- 昭和47年 6月 「国連人間環境会議」(ストックホルム)  
・日本は、環境アセスメント制度を導入すると  
意思表示
- 昭和47年 6月 「各種公共事業に係る環境保全対策について」を閣議了解
- 昭和59年 8月 「環境影響評価の実施について」を閣議決定
- 平成 4年 9月 「沖縄県環境影響評価規程」の告示
- 平成 5年11月 「環境基本法」の公布
- 平成 9年 6月 「環境影響評価法」の公布
- 平成12年 3月 「沖縄県環境基本条例」の制定
- 平成12年12月 「沖縄県環境影響評価条例」の制定

## 条例制定の経緯

- 平成12年 1月18日 県環境審議会(会長:池田孝之)へ  
条例の骨子について諮問
- 平成12年 1月26日 県関係部局への説明会
- 平成12年 2月 4日 国・市町村への説明会
- 平成12年 3月 7日 民間事業者等への説明会
- 平成12年 1月31日~3月30日 県民意見の募集
- 平成12年 8月15日 県環境審議会からの答申
- 平成12年12月27日 沖縄県環境影響評価条例の公布
- 平成13年 8月 3日 施行規則の公布
- 平成13年10月 2日 技術指針の公布
- 平成13年11月 1日 条例の全面施行

※平成22年4月1日現在、47都道府県・15政令指定都市(計62  
団体)において、環境影響評価条例が制定・施行済み

## 環境影響評価の対象事業について

- 法の対象事業 13事業種
  - ・国が関与する道路、ダム、鉄道、空港、発電所など
  - ・それぞれの事業種について「第一種事業」と「第二種事業」の対象規模が定められている。
- 条例の対象事業 20事業種
  - ・法の対象外となる小規模な事業
  - ・民間事業も含む
  - ・法における第一種・第二種事業といった区分はない。
  - ・環境配慮が特に必要な国立公園特別地域などを「特別配慮地域」として設定
  - ・法で全ての規模が対象となっている高速自動車道、新幹線、原子力発電所については、条例の対象事業から除外

## 環境影響評価の手続について

- 環境影響評価の手続は、大きく、「方法書」、「準備書」、「評価書」の3段階の手続に分かれる。
- 環境保全の見地から意見を有する者(住民等)や知事が、事業者に対して意見を述べる手続を定めている。
- 知事が意見を述べる際には、県環境影響評価審査会及び関係市町村長から意見を聴く手続を定めている。

## 環境影響評価の手続

判定手続

法の第二種事業について、法に基づく手続を実施するか否かを判定する手続。法のみの手続

方法書

環境影響評価（調査・予測・評価）を行う方法について、住民等や知事の意見を聴き、調査方法等を決定する手続

準備書

環境影響評価の結果を取りまとめた「準備書」について、住民等や知事の意見を聴く手続

評価書

「準備書」の手続における意見を検討し、準備書の内容を見直して「評価書」を作成し、知事（法では免許等権者）の意見を聴いて、評価書を補正する手続

## 環境影響評価後の手続

許認可等

公有水面埋立法など個々の法令に基づく許認可等の手続

事業着工

事後調査

○予測の不確実性の程度が大きい場合や、環境保全措置の効果に係る知見が不十分である場合などに、環境影響評価の不確実性を補うために実施するもの  
○事後調査の結果により、環境保全措置の追加や修正を行う。  
○事後調査については、条例で定める規定に基づく手続が行われる。  
○事後調査を実施しない場合もある。  
※事後調査は、環境影響評価には含まれない。

## 法と条例の主な相違点

- 特別配慮地域の設定(条例)
  - ・条例では、第一種・第二種事業の区分はない
  - ・自然環境の保全上重要な地域を「特別配慮地域」として設定
- 沖縄県環境影響評価審査会の設置(条例)
  - ・知事意見を述べる際に審査会の意見を聴取
  - ・法では、外部審査機関等の設置はない
- 事後調査手続の規定(条例)
  - ・旧法では、事後調査の「手続」の規定がなかった
  - ・今回の改正法で、「報告書手続」が設けられた
- 法対象事業への条例手続の準用
  - ・審査会からの意見聴取、事後調査手続に係る規定を、法対象事業に対しても準用

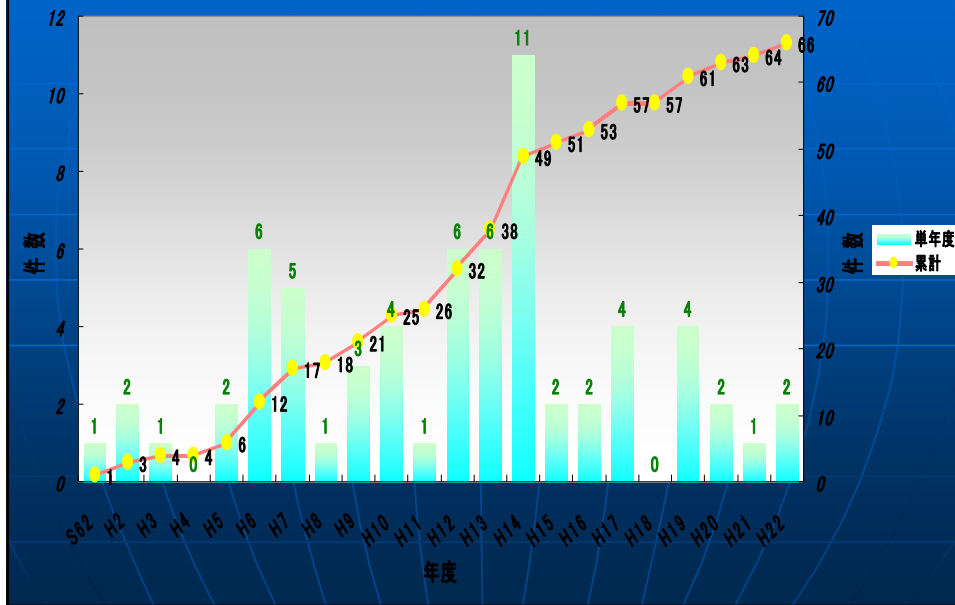
## 本県における環境影響評価の実施状況

新制度	手続中	終了	廃止	計
法対象	4	4	2	10
条例対象	7	14	2	23
自主アセス	0	3	0	3
計	11	21	4	36

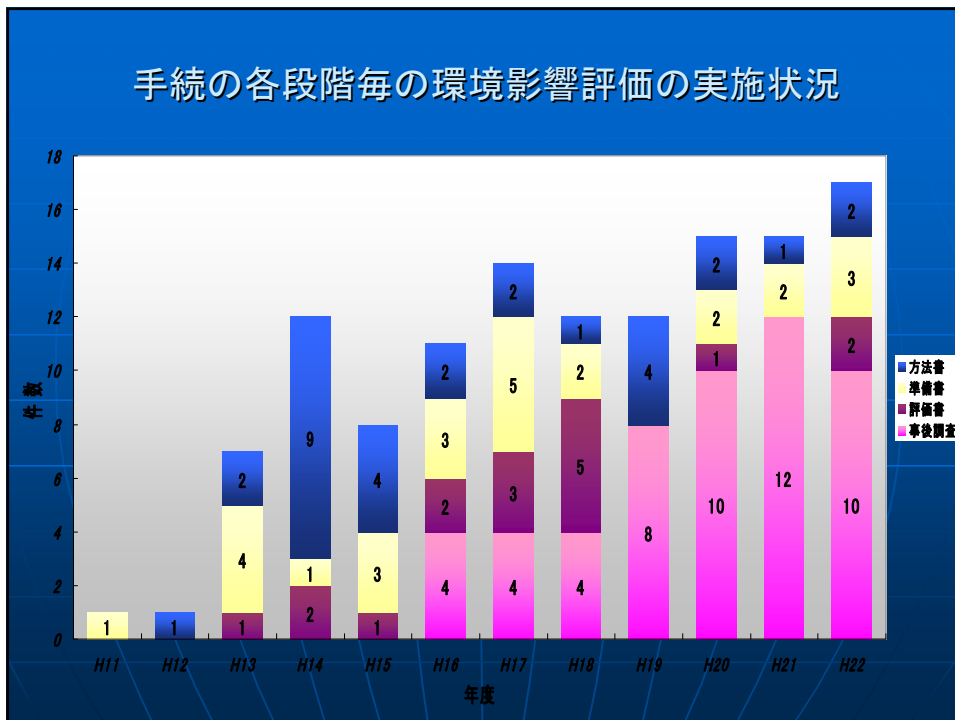
《参考》旧制度に基づく実施状況

閣議・規程	手続きは全て終了	30
-------	----------	----

## 年度毎の環境影響評価の実施件数とその累積



## 手続の各段階毎の環境影響評価の実施状況



## 環境影響評価の実施状況の全国との比較

(平成22年3月末現在)

- 全国の法対象事業は、道路(76件・39%)と発電所(50件・26%)が突出して多い。
- 本県の条例対象事業は、ゴルフ場(16件・24%)、埋立(12件・18%)、飛行場(9件・14%)が多い。
- 本県における法対象事業のうち、埋立4件は全国(11件)の36%、飛行場4件は全国(8件)の50%を占めている。
- 年度毎の実施件数は、本県も全国も減少傾向にあるが、平成12年以後、本県の28件は、神奈川県(141件)、東京都(80件)について全国第3位となっている。

## 環境影響評価制度の効果

- 事業者は、知事意見や住民等の意見を勘案して、事業内容や環境保全措置を検討する。
- 環境影響評価制度において、これまで次のような事業内容等の見直しが行われている。
  - ・事業規模の縮小(改変面積・埋立面積の縮小等)
  - ・自然度の高い地域を回避したルートの変更
  - ・遮音壁の設置
  - ・希少種の生息環境の創出
  - ・施設配置の変更 など
- 本県の環境の保全が図られてきている。

## 条例を改正する理由(資料2)

- 環境影響評価法の改正(平成23年4月)との整合性
- 沖縄県環境審議会からの答申(平成12年8月)

(附帯意見)

「条例の内容及び対象事業については、今後の社会状況の変化、事業の実態、環境問題等の動向を踏まえ、必要に応じて適切な見直しを行うこと。」

- 今日の環境政策の課題は、地球温暖化問題、生物多様性の保全など、一層多様化・複雑化しており、環境影響評価が果たすべき機能や評価技術をめぐる状況が変化してきている。

## 改正法の概要(資料3)

- 交付金事業を対象事業へ追加  
(風力発電所の追加)
- 計画段階配慮書手続の新設
- 方法書についての説明会を義務化
- 項目等選定段階における環境大臣の技術的助言
- 電子縦覧の義務化
- 政令市から事業者への直接の意見提出
- 許認可等権者が地方自治体である場合の環境大臣意見の手続の創設
- 事後調査等に係る手続の具体化



## 条例改正の骨子案の概要(資料4)

- 1 対象事業の追加（風力発電所）
- 2 計画段階配慮書の手続の新設  
（事業の検討段階における環境影響評価の実施）
- 3 電子縦覧の義務化
- 4 方法書手続の改正
- 5 事後調査の手続
- 6 その他

### 1 対象事業の追加（風力発電所）

#### 【必要性】

○近年、地球温暖化対策の一環として、風力発電所の規模・設置数が増加してきており、当該施設に係る環境影響（騒音、バードストライク等）について、適正な環境影響評価を実施する必要がある。

#### 現条例における発電所の種類及び対象規模

事業の種類	対象規模	
	一般地域	特別配慮地域
発電所の建設		
水力発電所	出力1.5万Kw以上	出力0.75万Kw以上
火力発電所	出力5万Kw以上	出力2.5万Kw以上

風力発電所

※ 条例施行規則の改正により、風力発電所を対象事業に追加。

## 2 計画段階配慮書の手続の新設

(事業の検討段階における環境影響評価の実施)

### 【必要性】

○方法書手続実施段階では、事業の枠組が決定されており、環境保全の観点からの柔軟な対応が困難な場合が多い。

方法書作成前に、配慮書手続を追加。  
【対象】条例対象事業となりうる個別事業の計画  
【実施時期】計画の立案段階

### 【手続】 <計画策定者>

計画段階配慮事項  
についての検討

配慮書の作成・公表

・市町村長  
・県民等 から意見聴取

知事意見

事業計画の策定

方法書以降の手続

## 2 計画段階配慮書の手続の新設

(事業の検討段階における環境影響評価の実施)

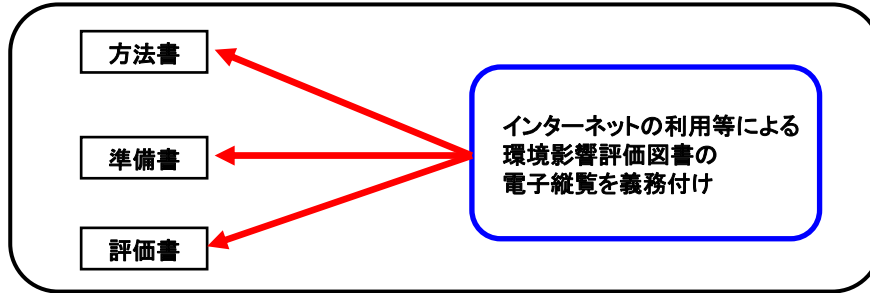
### 配慮書手続の概要について

- 配慮書手続の実施時期は、条例対象事業となりうる個別事業の計画の立案の段階における、事業の区域、位置、規模又は施設の配置、構造等の検討段階とする。
- 計画策定者は、原則として事業計画の複数案を作成するものとする。
- 計画策定者は、配慮書を作成し、知事及び事業実施想定区域を管轄する市町村長へ送付するとともに、当該配慮書及びその要約書を公表するものとする。
- 計画策定者は、配慮書の公表期間内に、関係地域の住民等に対する説明会を開催するものとする。
- 計画策定者は、関係行政機関及び県民等の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- 計画策定者は、設定した事業計画の複数案の中から一つの案を選定し、選定の経緯、選定した案、選定した理由を記載した書面を作成し、公表するものとする。

### 3 電子縦覧の義務化

**【必要性】**

○図書が紙媒体で分量も多く、事業実施地域以外での閲覧が困難。



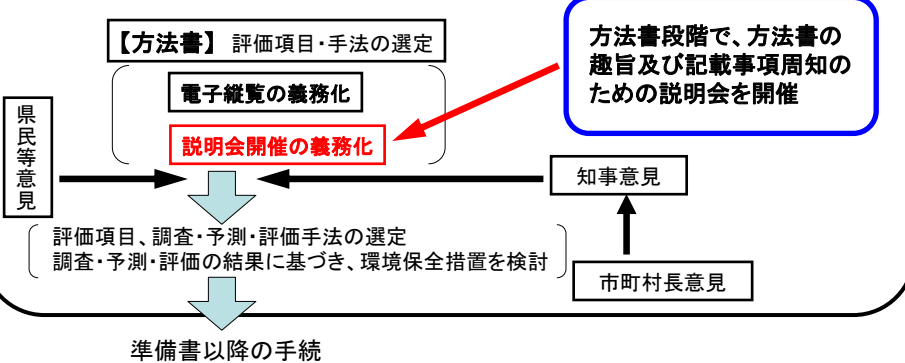
### 4 方法書手続の改正

**【必要性】**

○方法書段階の住民等意見には、調査方法ではなく、方法書の趣旨や内容の周知を求める意見が見られる。(コミュニケーション不足との指摘等)

○法において、方法書における知事意見の提出期間は90日と規定されているが、条例では60日と規定されているため、整合を図る必要がある。

**【手続】 <事業者>**



## 5 事後調査の手続

### 【必要性】

○法改正により、新たに法に基づく環境保全措置等の報告等の手続(事後調査手続)が設けられたことから、整合を図る必要がある。

### 【概要】

○法に基づく事後調査手続において、環境保全措置等の報告書を受ける免許等権者が知事(事業部局)の場合、当該免許等権者が環境保全措置等の報告書を送付した者に意見を述べる際は、知事(環境部局)に意見を聴くことができるものとする。

### 【法に基づく事後調査手続】

<評価書を公告した事業者>

【報告書】 環境保全措置等の結果

環境保全措置等の  
結果の報告・公表



事業に反映  
(環境保全措置の検討等)

環境大臣意見



※許認可等権者が知事の場合、  
環境大臣が意見を述べる手続なし

許認可等権者意見



許認可等権者が  
知事(事業部局)の場合に、  
知事(環境部局)は意見を述べる

知事意見(環境部局)

## 6 その他

### 【必要性】

○改正法の内容と整合を図るため、条例を改正する必要がある。

### 【都市計画特例】

○対象事業が都市計画に定められる事業である場合、又は対象事業に係る施設が都市施設として定められる場合は、当該対象事業に係る配慮書手続は、都市計画決定権者が行うものとする。

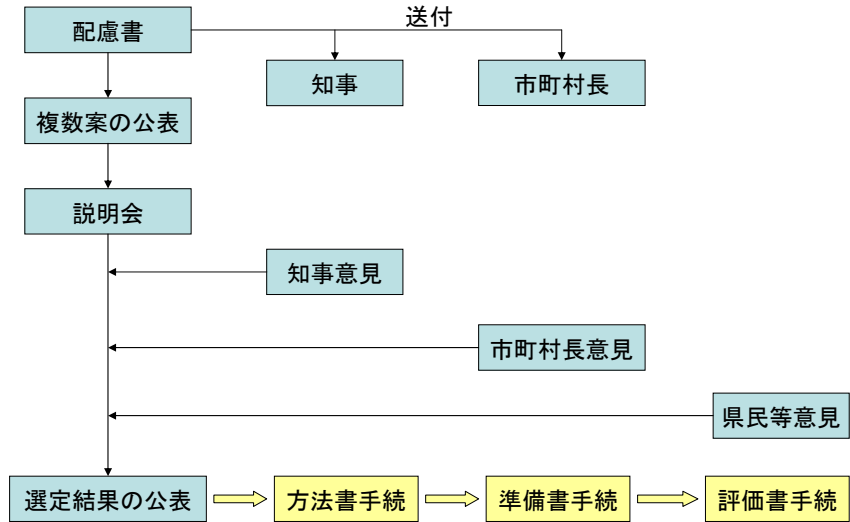
### 【経過措置】

○配慮書手続に係る規定は、当該規定に係る施行日前に方法書を公告した事業については、適用しない。

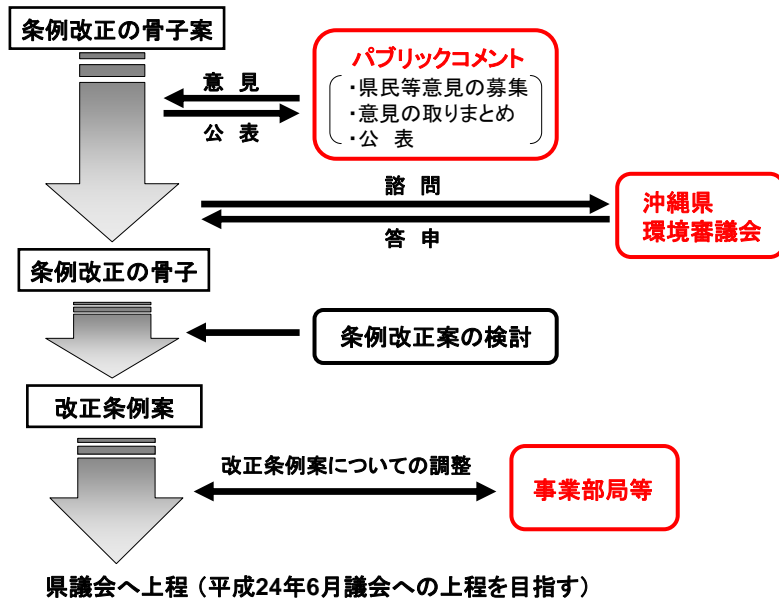
○方法書、準備書、評価書のインターネットの利用その他の方法による公表に係る規定は、当該規定に係る施行日以後に公告・縦覧を行う方法書、準備書、評価書に対して適用する。

○方法書説明会に係る規定は、当該規定に係る施行日以後に公告・縦覧を行う方法書について適用する。

### 条例改正後の手順のフロー(案) (資料5)



### 今後想定される日程案



## 配慮書手続について(資料6)

- 日本における環境影響評価制度は、事業の実施段階で行う、「事業アセスメント」である。
- 事業アセスメントは、事業内容がほとんど決定した段階で行われるため、環境保全措置の検討の幅が限られる。
- 事業のより早期段階(計画段階)でのアセスメントの必要性が求められている。

## 戦略的環境影響評価について

- 事業の上位計画や政策決定段階から行う環境アセスメントを「戦略的環境影響評価(SEA)」という。
- SEAの概念は、政策決定段階も対象とするものであるが、「配慮書手続」は、**対象事業の計画段階を対象**としている。(日本版SEA)

※わが国における事業特性、事業計画の決定プロセスの特性、アセス制度の歴史的経緯、諸外国のSEAの状況を踏まえ、SEA制度の円滑な導入を推進する観点から、個別事業の計画段階を対象としている。

## 法に基づく配慮書手続の流れ

- ① 計画段階配慮書の作成
  - ② [配慮書案についての意見聴取]  
(関係行政機関、一般の意見)
  - ③ 配慮書の送付  
(事業者→主務大臣。主務大臣→環境大臣)
  - ④ 環境大臣の意見(主務大臣へ)
  - ⑤ 主務大臣の意見(事業者へ)
  - ⑥ [配慮書についての意見聴取]  
(関係行政機関、一般の意見)
- 又は
- 

## 条例改正で導入予定の配慮書手続の流れ

- ① 配慮書の作成
- ② 複数案の公表
- ③ 説明会の開催
- ④ 意見聴取(県民等・関係市町村長・知事)
- ⑤ 事業計画の策定(複数案からの選定)・公表

方法書以降の手続へ

## 風力発電施設について

- 条例制定時の状況
  - ・設置者 7者
  - ・設置基数 27基
  - ・出力合計 7,043(kW) [1~600kW]
  - ・用途 27基中20基が実証試験
- 条例制定時には、風力発電所を対象事業とすることは、時期尚早とされた。
- 環境審議会からの答申  
「条例の内容及び対象事業については、今後の社会的状況の変化、事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、必要に応じて適切な見直しを行うこと。」

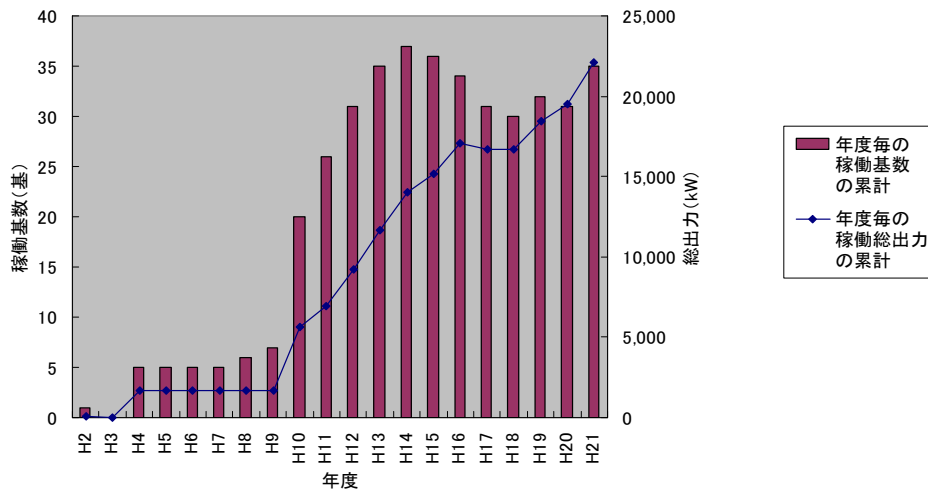
## 沖縄県における風力発電施設の 設置・稼働状況

	H11年度末 の設置状況	現在の 稼働状況	設置数累計 (廃止を含む)
設置主体	7者	12者	13者
設置場所	16地点	26地点	37地点
設置基数	27基	35基	56基
総出力(kW)	7,043	22,078	28,368



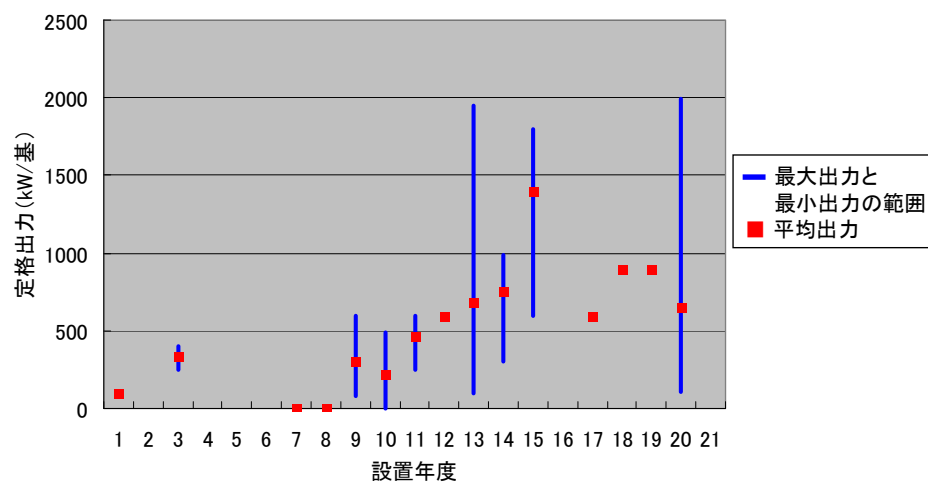
## 沖縄県における風力発電施設の稼働基数と総出力の累計

沖縄県における風力発電設備の稼働基数と総出力の累計



## 沖縄県における風力発電施設の1基当たりの定格出力の推移

風力発電施設の1基当たりの定格出力の推移



## 沖縄県における風力発電施設の 用途別設置状況

	実証試験	売電・実用	合計
H12以前に設置	26基	1基	27基
H12以後に設置	10基	19基	29基
合計	36基	20基	56基

### 風力発電施設を条例対象事業とする理由

- 今般の法改正において、風力発電施設が対象事業とされることとなっている。
- 全国的に、風力発電施設の設置数が増加し、大型化の傾向がみられる。
- また、騒音、低周波音、シャドーフリッカー、バードストライクなどの問題が生じている。
- 自然環境や景観の優れた地域に設置されることが多い。

## 条例改正により想定される主な効果



- 1 配慮書手続の導入により、
  - (1) 事業計画の早期段階からの環境配慮が図られる。
  - (2) 本県の環境特性に応じた効果的な環境影響評価を実施できる。
  - (3) 重大な環境影響の回避、低減が効果的に図られるため、その後の環境影響評価の充実、効率化が期待できる。
- 2 電子縦覧の導入や方法書説明会の開催により、
  - (1) 住民等との情報交流の機会拡大が図られる。
  - (2) 効果的で精度の高い環境影響評価が実施できるようになる。